

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

- ・ デジタル技術を活用した業務効率化を推進し、取引先との円滑な連携と生産性向上に取り組めます。
- ・ 環境負荷の低減、省エネルギーなどの環境に配慮したまちづくりや取組みを取引先と連携して推進することで、持続可能な社会の実現に取り組めます。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組めます。

3. その他（任意記載）

当社は、「西部ガスグループビジョン 2030」で目指す「持続可能な社会」の実現に向け、公正・公平で誠実な取引を実践するとともに、環境への配慮、品質・安全の確保、人権の尊重に努め、持続可能なサプライチェーンの構築と地域社会の発展に貢献します。

2024年2月27日

（2026年8月4日更新）

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

西部ガス都市開発株式会社

企 業 名

代表取締役社長 松田 和久

役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・ 本宣言は、(公財) 全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・ 主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。